

# News Letter

## Topics

- I 広島旅行
- II 新型コロナウイルス感染症特別貸付について
- III 建設業法改正 ～経營業務の管理責任者について～
- IV 建設業許可 ～許可の要件②「専任技術者」について～
- V 好きな花

いつもお世話になりありがとうございます！

### ～ 広島旅行 ～

担当:中村

先日、大学時代のサークルの同期・後輩と一緒に一泊二日で広島旅行に行ってきました。  
参加人数はなんと！18名です！！

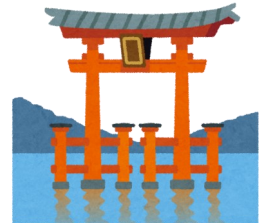
一日目は宮島へ。

残念ながら、現在厳島神社の鳥居は工事中だったので見ることはできなかったのですが、  
厳島神社への道中にはたくさん飲食店やお土産物屋さんがあり、  
牡蠣に、もみじ饅頭に、お好み焼きに…と広島名物を堪能できました！

二日目は尾道へ。

尾道は静かで落ち着いた場所で、おしゃれなお店がたくさんあり、  
いわゆる「インスタ映え」にあふれた街でした。

大人数での旅行だったこともあり、どこに行っても何をしても話題が尽きず、  
学生時代に戻ったようで、何だか修学旅行のようでした(\*^^\*)



## 新型コロナウイルス感染症特別貸付について

新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るっており、日本でも影響が拡大しています。本紙をお読みいただいている方の中にも、影響を受けた方がいらっしゃると思います。今回、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方への支援策を1つご紹介させていただきます。

日本政策金融公庫では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者向けに、「**新型コロナウイルス感染症特別貸付**」を創設し、令和2年3月17日から融資を開始しています(詳しくはこちら[https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid\\_19\\_m.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html))。また、日本政策公庫以外の実施機関で行われる「**特別利子補給制度**」を活用することにより、当初3年間は実質的に無利子で利用することが可能となります(3月18日現在で、詳細はまだ決まっておられません)。

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」も「特別利子補給制度」も、それぞれの要件を満たす必要がありますので、ご活用をご検討の際には、要件をしっかりとご確認ください。情報は日本政策金融公庫のホームページで随時更新されていきますので、こちらからご確認ください([https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid\\_19.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid_19.html))。

(担当:大野)

| 【国民生活事業】新型コロナウイルス感染症特別貸付 (注1・2) |  | 詳細検討中 特別利子補給制度 (注1・2)   |                                 |
|---------------------------------|--|---|---------------------------------|
| ご利用<br>いただける方                   | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方<br>(1) 最近1か月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少<br>(2) 業歴が3か月以上1年1か月未満の場合等は、最近1か月の売上高が、次のいずれかと比較して、5%以上減少<br>①過去3か月(最近1か月含む。)の平均売上高<br>②令和元年12月の売上高<br>③令和元年10～12月の平均売上高 | 左記の新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方  |                                 |
|                                 |  | 小規模事業者<br>個人 要件無し<br>法人 売上高▲15%以上   | 中小企業者<br>売上高▲20%以上<br>売上高▲20%以上 |
|                                 |  | <small>(※1)小規模事業者とは、卸・小売業、サービス業は「常時使用する従業員(※)が5名以下の企業」、それ以外の業種は「同20名以下の企業」をいう。中小企業者とは、この他の中小企業をいう。<br/>(※)労働基準法上における「予め解雇予告を必要とする者」<br/>(※2)売上高要件の比較は、左記貸付で確認する最近1か月に加え、その後2か月も含めた3か月のうちのいずれかの1か月と比較。</small> |                                 |
|                                 |  | ご利用<br>いただける方   |                                 |



MEINAN

〒450-6334 名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋34F

行政書士法人名南経営

社員行政書士 荻野恭弘 ・ 社員行政書士 大野裕次郎 ・ 社員行政書士 原田 裕

◆TEL 052-589-2362 FAX052-589-2367 ◆web <http://gyousei-meinan.com/>

## 建設業法改正 ～ 経營業務の管理責任者について ～

建設業許可の要件の一つに「経営力」があり、経營業務の管理責任者(経管)を置かなければならないこととされています。今回の改正で、経管に必要な過去経験が拡大し、建設業許可が維持しやすくなります。

《経管に必要な経験》

- ①許可を受けたい業種と同じ建設業の経営経験5年もしくは業種が異なる建設業の経営経験6年
- ②建設業の経営経験又は**管理職経験**が5年 + **役員を補助する者**
- ③**建設業以外**の経営経験が5年 + **役員を補助する者**

①はこれまでの要件と変わらないため、現行法で経管の要件を満たしている人は改正後も当然に経管になることが可能です。改正点は②と③です。②は「**経験の拡大**」です。これまでは、経営経験しか認められませんでした。今後は管理職経験も認められることとなります。ただし、**管理職の経験は「建設業」に限られています。**

③は「**業種の拡大**」です。これまでは、建設業の経験しか認められませんでした。他業種(建設業以外の業種)の経験も認められるため、他業種から建設業へ参入しやすくなると思います。ただし、**他業種経験の場合は「経営経験」に限られています。**さらに②及び③の場合は、それぞれの要件を満たす役員とは別に「**役員を補助する者**」を置かなければなりません。これまでは1人の役員で経管の要件を満たさなければならなかったのですが、改正後は2人体制で経管の要件を満たせば良いこととなります。建設業許可要件から経管の制度、経管の要件が無くなるわけではないのでご注意ください。(担当:寺嶋)

## 建設業許可 ～許可の要件②【専任技術者】～

【許可の要件②「専任技術者」について】

建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保するためには、建設工事について専門知識が必要になります。請負契約に関する見積、入札、契約締結等の業務の中心は各営業所にあることから、営業所ごとに許可を受けようとする建設業に関する国家資格者や実務経験を有する技術者を専任で配置することが必要です(法第7条第2号)

「専任」とは

その営業所に常勤して専らその職務に従事することをいいます。

※次のような方は原則、「専任」とは認められません。

- ・住所が営業所から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な方
- ・他の営業所(他の建設業者の営業所含む)において専任を要する方
- ・建築士事務所を管理されている建築士、専任の宅地建物取引主任者等の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている方(建設業許可を受けた営業所が他の法令により専任を要する事務所と兼ねている場合を除く)

★今回は専任技術者の続き【技術資格要件】についてです。

(担当:松裏)

行政書士法人名南経営 許認可チームスタッフ

「好きな花」



★大野 裕次郎★

「菜の花」  
豊川市の佐奈川堤の菜の花と桜を見たときに衝撃を受け、それ以来ハマりました。



★寺嶋 紫乃★

「バラ」  
バラを贈られる女性になりたい...



★松裏 浩子★

「ガーベラ」  
どの色を選んでも華やか!!



★中村 桃子★

「桃」  
私の名前なので!



★片岡 詩織★

「カモミール」  
香りがいいのでハンドクリームでもつい選んでしまいます。

